

みどり市市制施行 20 周年記念 ロゴマーク・キャッチフレーズ 募集要項

1. 目的

みどり市は平成 18 年 3 月 27 日に 2 町 1 村の合併によって誕生し、令和 8 年 3 月 27 日に市制施行 20 周年を迎えます。市ではこの市制施行 20 周年を大きな契機とし、さらなる魅力向上に向けた取組や、「住みやすく持続可能なまちづくり」を目指していくとともに、令和 8 年度の 1 年間を通して記念事業の実施を予定しております。

ついては、20 周年をお祝いする機運の醸成と市内外へのPRのため、市制施行 20 周年記念のロゴマークおよびキャッチフレーズを募集します。

【みどり市市制施行 20 周年のテーマ】

サステナブル×こども未来×魅力発信

2. 募集内容

(1) 募集要件

- ① 20 周年のテーマがイメージでき、親しみやすく、印象に残るデザイン・フレーズであること。
- ② 応募者のオリジナル作品かつ未発表作品であること。
- ③ その他、ロゴマーク仕様については以下のとおり。
 - ア 色数に制限はありませんが、単色や白黒での使用も考慮した配色としてください。
 - イ 丸形など形状は自由ですが、拡大・縮小での使用も考慮したデザインとし、大きさはA4サイズ(210mm×297mm)程度に収まるものとしてください。
 - ウ 応募の際の下地は白色としてください。
 - ※ただし、広報媒体等での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
 - エ 著作権侵害等の問題を生じる可能性があるため、生成 AI 等の利用は禁止します。
 - オ 作品は、デジタルデータで応募してください。ファイル形式は、PDF、JPEG、PNGまたは Adobe イラストレータデータ(ai データ)のいずれかとし、解像度は 350dpi 程度、データサイズは 5MB以内としてください。

(2) 応募資格

みどり市に在住・在勤、在学している方

※15歳以下の方が応募する場合には、保護者の方の同意が必要です。

(3) 応募方法

- ・応募は 1 人(または 1 団体)につき各 1 点とさせていただきます。
- ・団体で応募する場合、代表者 1 名が応募手続きを行ってください。
- ・ロゴマークの応募は電子データのみとなります。手書きロゴの受付は行っておりません。
- ・ロゴマークおよびキャッチフレーズは以下①、②のいずれかの方法にてご応募ください。

①応募専用フォーム

応募専用フォーム(<https://logoform.jp/form/4KaE/976213>)で応募してください。



②郵送または持参での応募

所定の応募用紙に必要事項を記載の上、作品データを記録した媒体(DVD-R 等)を同封し、以下の提出先へ郵送又は持参してください。キャッチフレーズのみの応募の場合は所定の応募用紙のみご提出ください。

なお、提出いただいた媒体等は返却しませんのでご注意ください。

【提出先】

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952

みどり市役所企画課 20 周年記念事業担当 宛

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードまたは企画課窓口に直接お越しください。

※持参の場合は、開庁時間内(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)に企画課(笠懸庁舎 2 階)までお持ちください。土・日・祝日は閉庁日のため受け付けできません。

(4)副賞

各採用者に、副賞として以下のみどり市電子地域通貨(みどモス Pay)を進呈します。

- ・ロゴマークの採用者(1 名) …みどモス Pay 5 万円分
- ・キャッチフレーズの採用者(1 名) …みどモス Pay 1 万円分

(5)応募期限

令和 7 年 5 月 2 日(金)から令和 7 年 6 月 13 日(金)まで ※必着

3. 選考・公表

- (1) 応募作品は、市が定める方法により選考を行います。また、採択されたものは、受賞者に連絡したのち、市ホームページ、広報誌等にて公表いたします。
- (2) キャッチフレーズ・ロゴマークの採用者は、令和 7 年 8 月開催予定の表彰式において表彰し、副賞を贈呈いたします。

4. 注意事項

(1)作品の使用について

- ① 採用作品は、市制 20 周年記念に関する各種印刷物や市ホームページをはじめ、広く PR に活用します。
- ② 行政だけでなく、広く市民や地域団体、地域と関わりのある民間企業(地域企業)等が使用することを想定しています。また本市の判断で、収益事業への使用を行う場合があります。

(2)著作権に関する事項

- ① 採択された作品の著作権・使用権等の一切の権利は、市に帰属するものとし、その使用に関し

て著作権は著作権人格権を行使できないものとします。

- ② 応募作品は、自作、未発表のもので、他の作品と同一又は酷似している場合には、選考後であっても採択を取り消し、また、既に副賞を進呈したのちにその事実が判明した場合は、副賞を返還していただきます。
- ③ 応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者において諸問題が発生した場合、応募者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとし、市は一切の責任を負いません。なお、みどり市が損害を被った場合は、著作者に損害を賠償していただく場合があります。
- ④ 採用後の作品については、原案を尊重しながら必要に応じて補作、修正することがあります。

(3)個人情報に関する事項

- ① 応募者の個人情報は、作品の選考事務に必要な範囲(選考、採用作品の発表等)でのみ使用し、他には使用しません。また、許可なく第三者に提供することはありません。
- ② 採用された場合は、作成者の氏名やデザインの説明、お住まいの地域(学生の場合、学校名や学年含む)は選考結果発表のため、公表することがあります。

(4)応募に関する事項

- ① 応募にかかる費用は応募者の負担とし、提出いただいたメディア、書類等は返却しません。
- ② 応募作品は提出後に変更・修正することはできません。
- ③ 応募作品の受付通知及び不採用通知は発行しません。また、選考過程、選考結果及び理由に関する問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 選考結果を発表するまで、提出した作品を他者に公表しないでください。
- ⑤ 応募内容に虚偽の記載があった場合、提出期限を過ぎた場合、応募者との連絡が取れない場合は、選考対象とはなりません。また、公序良俗その他法令の規定に反するもの、誹謗中傷を含むもの等についても同様に選考対象といたしません。
- ⑥ 送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、市は一切責任を負いません。
- ⑦ 本規定に取り決めのない事項については、市の判断により決定します。

5. 募集に関する問い合わせ

みどり市 政策企画部 企画課政策調整係(笠懸庁舎 2 階)

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952

電話 : 0277-76-0962(直通)

メール : kikaku@city.midori.gunma.jp

市HP : <http://www.city.midori.gunma.jp>